

⑦貯蓄について

1 積立年金保険

[担当] 互助会福利係

概要																						
積立年金保険とは	退職後のゆとりある生活のために、在職中に積立を行い、退職後に年金として受け取るもので、公的年金を補完する制度です。 自由型と税控除型の二種類があります。																					
保険料	【月払】 1口～ 99口 (1口 1,000円) 【ボーナス払】 1口～ 100口 (1口 10,000円) 【退職時一時払】 10口～ 2,000口 (1口 10,000円)																					
募集時期	毎年10月頃																					
新規加入及び加入口数の変更	年1回の募集時のみ受け付けを行い、毎年2月1日付けで取扱います。																					
自由型と税控除型の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>自由型</th> <th>税控除型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入資格</td> <td>加入日(2月1日)に、保険満了日(退職日)までの予定加入期間が2年以上ある職員</td> <td>加入日(2月1日)に、保険満了日(退職日)までの予定加入期間が10年以上ある職員</td> </tr> <tr> <td>保険料の所得控除</td> <td>一般生命保険料控除の対象です。</td> <td>個人年金保険料控除の対象です。</td> </tr> <tr> <td>脱退</td> <td>随時できます。</td> <td>随時できます。</td> </tr> <tr> <td>積立金の払出</td> <td>随時できます。</td> <td>できません。</td> </tr> <tr> <td>育児休業中の取扱</td> <td>保険料の積立を、最長3年間中断し、積立金を据え置くことができます。 積立再開を希望される場合は、年1回の募集時期(10月頃)に新たに申し込んでください。 中断期間が3年以上になると脱退扱いとなります。</td> <td>積立を中断することはできませんが、互助会指定の納付書で保険料を納付することにより、継続することができます。</td> </tr> <tr> <td>退職時の受取方法</td> <td>・年金コース ・一時金コース ・終身保険コース (R2, 1, 1より販売停止中) ・医療保険コース</td> <td>・年金コース ・一時金コース</td> </tr> </tbody> </table>	区分	自由型	税控除型	加入資格	加入日(2月1日)に、保険満了日(退職日)までの予定加入期間が2年以上ある職員	加入日(2月1日)に、保険満了日(退職日)までの予定加入期間が10年以上ある職員	保険料の所得控除	一般生命保険料控除の対象です。	個人年金保険料控除の対象です。	脱退	随時できます。	随時できます。	積立金の払出	随時できます。	できません。	育児休業中の取扱	保険料の積立を、最長3年間中断し、積立金を据え置くことができます。 積立再開を希望される場合は、年1回の募集時期(10月頃)に新たに申し込んでください。 中断期間が3年以上になると脱退扱いとなります。	積立を中断することはできませんが、互助会指定の納付書で保険料を納付することにより、継続することができます。	退職時の受取方法	・年金コース ・一時金コース ・終身保険コース (R2, 1, 1より販売停止中) ・医療保険コース	・年金コース ・一時金コース
区分	自由型	税控除型																				
加入資格	加入日(2月1日)に、保険満了日(退職日)までの予定加入期間が2年以上ある職員	加入日(2月1日)に、保険満了日(退職日)までの予定加入期間が10年以上ある職員																				
保険料の所得控除	一般生命保険料控除の対象です。	個人年金保険料控除の対象です。																				
脱退	随時できます。	随時できます。																				
積立金の払出	随時できます。	できません。																				
育児休業中の取扱	保険料の積立を、最長3年間中断し、積立金を据え置くことができます。 積立再開を希望される場合は、年1回の募集時期(10月頃)に新たに申し込んでください。 中断期間が3年以上になると脱退扱いとなります。	積立を中断することはできませんが、互助会指定の納付書で保険料を納付することにより、継続することができます。																				
退職時の受取方法	・年金コース ・一時金コース ・終身保険コース (R2, 1, 1より販売停止中) ・医療保険コース	・年金コース ・一時金コース																				
払出・脱退に伴う脱退一時金に対する課税	払出・脱退一時金は一時所得となりますが、受取額と払込保険料の差額のうち50万円までは課税されません。																					
保険料の給与控除	2月の給与から控除します。																					

2 個人型確定拠出年金 (iDeCo)

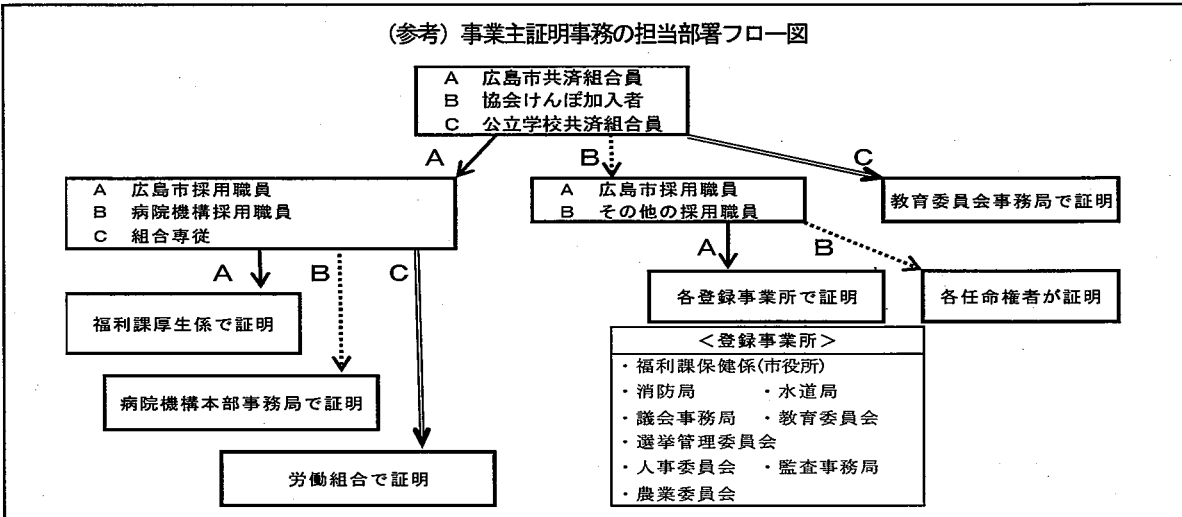
[担当]福利課厚生係

概要	
個人型確定拠出年金 (iDeCo) とは	公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金のひとつで、国民年金基金連合会が実施しています。加入者が掛金を定めて拠出し、加入者の判断で運用商品を選択し、掛金とその運用益との合計額をもとに給付額が決定されるものです。運用リスクは加入者本人が負うこととなりますので、運用結果は自己責任です。
掛金の拠出限度額等	(公務員(共済組合員)の場合) 月額12,000円。5,000円以上から、1,000円単位で設定可能です。 別途、加入時の手数料や口座管理手数料がかかります(管理運営機関により異なります。)
税制	掛金は、小規模共済等掛金控除として全額所得控除されます。 また、運用益も非課税となり、受取時にも控除が適用されます。
払出	原則60歳まで引き出すことはできません。 また、加入時の年齢によって受給開始時期が異なります。
解約	途中での解約はできません。
募集時期	随時募集しています。iDeCoを取扱う管理運営機関へ直接申し込んでください。
加入までの流れ	(例) 広島市職員共済組合員が、福利課厚生係で証明手続きを受けて加入申込を行う場合 ①運営管理機関・運用商品の選択 【加入者 ⇄ 管理運営機関】 ②加入申込書・事業主証明書の入手 【管理運営機関 → 加入者】 ③事業主の証明 【加入者 ⇄ 福利課厚生係】 ④加入申込 【加入者 → 管理運営機関】
事業主の証明に必要な書類	事業主の証明に必要な書類については、証明手続きの担当部署にお問い合わせください。 (例) 福利課厚生係が、広島市職員共済組合員の証明手続きを行う場合は、次の書類が必要です。 ・「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)」 ・「基礎年金番号等の提供に関する同意書(広島市職員共済組合提出用)」 ・「基礎年金番号等の取得及び利用の取扱いに関する同意書(広島市提出用)」 ・「基礎年金番号のわかるもの(ねんきん定期便、給付算定基礎額残高通知書など)の写し」

加入を希望する場合、まずは、iDeCoを取扱う管理運営機関(金融機関)をご自身で選択してください。

なお、個人型確定拠出年金(iDeCo)への加入申込に際し必要となる「事業主の証明」は、加入されている年金制度により証明手続きを行う部署が異なります。

- 1 広島市職員共済組合員(※)については、福利課厚生係で証明手続きを行います。
(※地方独立行政法人広島市立病院機構採用の共済組合員については、機構本部経営管理課で証明手続きを行います。)
- 2 教育委員会所属の公立学校共済組合員(※)については、①総務課又は②教育給与課で証明手続きを行います。
(※①高等学校・幼稚園・中等教育学校(後期) ②小学校・中学校・中等教育学校(前期)・特別支援学校)
- 3 協会けんぽ加入者については、各任命権者(※)で証明手続きを行います。
(※任命権者が教育委員会の場合は、2と同様の取扱いとなります。)



3 財産形成貯蓄

[担当]福利課厚生係

概要	
財産形成貯蓄とは	勤労者財産形成促進法に基づき、事業主が勤労者の財産形成を支援する趣旨の貯蓄です。勤労者は事業主を通して申込をし、毎月の給与と、6月・12月の賞与（任意）からの控除により積立をします。 財形貯蓄については、財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄・一般財形貯蓄を実施しています。
財形住宅貯蓄とは	自己の名義かつ居住用の住宅を取得等（要件内の増改築を含む）する、資金づくりのための貯蓄です。 住宅取得等の費用に充てることを条件とし、元利合計550万円（財形年金併用の場合は合わせて）まで、利子非課税の優遇措置が付与されます。 （払出の際に、住宅取得等の証明となる書類が必要です。） 契約上の積立期間は5年以上ですが、住宅取得等のためであれば、5年以内に払い出すことも可能です。
財形年金貯蓄とは	5年以上積立を行い、その残高を60歳以降の日から5年以上20年以内の期間で年金形式で定期的に受け取る貯蓄です。 年金として受け取ることを条件とし、元利合計550万円（財形住宅併用の場合は合わせて）まで、利子非課税の優遇措置が、退職後も年金受取り終了時点まで継続されます。
一般財形貯蓄とは	用途目的を問わない貯蓄ですが、非課税措置がなく、利子に対して20.315%の源泉分離課税が課せられます。 積立期間は、原則として3年以上ですが、積立期間が1年以上経過の場合、一部を払い出すことも可能です。
新規募集及び既加入者の積立額変更の受付期間	毎年9月1日～9月14日 （1日もしくは14日が休日の場合は、期間が変更となります。） 上記期間内に、各種財形貯蓄申込書に記入の上、福利課へ提出してください。 （用紙の配布方法等については、厚生だよりの8月1日号、9月1日号に掲載します。）
新規加入者の積立開始及び既加入者の変更後積立額での積立開始	11月の給与積立分から

育児休業等取得者の継続適用特例制度について

所定の手続を行うことで、引き続き利子等に対する非課税措置を受けながら、財形非課税貯蓄を継続できます。
詳しくは、福利課厚生係担当者にお問い合わせください。

- ・ 育児休業等を取得する方が、育児休業期間中の払込を中断するためには、育児休業等の開始日までに勤務先を通じて、契約している金融機関に所定の申告書等を提出。
- ・ 職場復帰後、最初に振込を行うべき日（毎月払込の方は、原則、職場復帰後最初の給与支払日）に払い込みが必要。（再開されない場合、非課税措置の適用は受けられなくなります。）

区分	財形住宅貯蓄	財形年金貯蓄	一般財形貯蓄
貯蓄の目的	自己住居用の住宅取得や、自己所有の住宅の増改築等のための資金づくりを目的とした貯蓄。 住宅取得等のために充てることを条件として、積立金から生じる利子等が非課税扱いとなる。	積立した残高を、60歳以降の日から5年以上20年未満の期間で、年金形式で受取ることを目的とした貯蓄。 積立金から生じる利子等の非課税措置が、勤労者でなくなった退職後も年金受取終了時まで継続される。	目的が自由で、一部支払もできる便利な貯蓄制度。
対象者	広島市の職員で、募集年度の10月末日現在55歳未満の方。 (ただし、週20時間未満の会計年度任用職員は除く。)		広島市の職員で年齢制限なし。 (ただし、週20時間未満の会計年度任用職員は除く。)
加入件数	3種類それぞれ1人1契約 (3種類とも異なった金融機関への加入可)		
積立期間	原則として5年以上。 ただし5年以内でも、自己の住居用の住宅取得や居住用の増改築等費用に充当するためであれば払出可能。	原則として5年以上。	原則として3年以上。 (積立期間が1年経過後は、一部払出可能。)
積立の中断	1回につき2年未満の積立中断が可能。 ただし、これを超えた場合は非課税措置はなくなり、課税扱いとなる。 (中断回数に制限はなし)		制限なし。
払出の要件	非課税扱いで払出しができる要件。 ① 取得・増改築等する住宅が、自己の名義であること及びその住宅が居住用であること。 (住民票の住所と一致すること。) ② 床面積が50㎡以上240㎡以下であること。 ③ 取得した住宅が中古の場合、取得前20年以内(耐火構造であれば25年以内)に建築されたこと。 ④ 増改築等の場合は、費用が75万円を超えていること。	非課税扱いで払出しができる要件。 ① 積立終了日から、受取開始日までの期間が、5年以内であること。 ② 受取開始日が満60歳以降であること。③受取期間が、5年以上20年以内であること。 (年4回3か月毎の受取)	使途目的は問わない。 ただし、積立開始から1年以内の払出しは不可。
	上記以外の払出し(払出要件に該当しない払出)は解約扱い、さらに解約時から過去5年以内に支払われた利子に対し、20.315%の源泉分離課税が遡及適用される。		1年未満の払出しは解約扱い。
払出の方法	所定の払戻請求書に記入・押印のうえ、福利課へ提出。 ※ 払戻請求書は、必要な都度、福利課へ請求。 【締切日】毎月15日(15日が休日の場合は直前の平日) 【払戻金の振入】その月の月末(末日が休日の場合は翌営業日)に、指定の口座(払戻請求書にて指定)へ払戻金を振り込む。		
	1 住宅取得後に払出す場合 (1)必要書類 ①住宅の登記簿謄本の写し ②売買契約書等の写し ③住民票 ※ 増改築等の場合、建築確認通知書の写し、検査済書の写し又は増改築等工事証明書の写しが必要。 (2)払出金額 住宅取得等の額以下の金額 2 住宅取得等前に払出す場合 (1)必要書類 ①売買契約書の写し ②工事請負契約書の写し又は契約締結予定通知書 (2)払出金額 貯蓄金額の90%又は住宅取得後の額のいずれか低い額以下の金額 ※ 貯蓄金額の90%を払出した場合、住宅取得等後に住宅取得等後に払出す方法で記載されている契約書以外の書類を提出し、残額を払出す。 ※ 指定した金額の払出しは不可。	年金として受け取る場合は、積立終了後は各取扱金融機関へ管理を委託するので、各取扱金融機関ごとの扱いとなる。 (積立終了前に金融機関より照会あり。) 原則として、指定した口座へ定期的に年金として振り込む。	
税制	元利合計550万円まで非課税。 (財形年金併用の場合は合わせて550万円まで。)	元利合計550万円まで非課税。 (財形住宅併用の場合は合わせて550万円まで。) ※退職後も年金受取終了時まで非課税措置の継続。	非課税措置なし。 (利子に対して20.315%の源泉分離課税。)
課税積立	①2年以上積立中断したとき。 ②非課税限度額(元利合計550万円まで)を超えたとき。 ①・②以降に生じる利子に対し、20.315%の源泉分離課税を適用(積立の継続は可能)。		すべて課税扱い。
積立金額及び積立方法	①毎月の給料から積立 ②毎月の給料と6月・12月の期末・勤勉手当からの積立(期末・勤勉手当のみの積立は不可) ※積立額は1,000円の整数倍で、1回の積立額は1,000円以上100万円未満※上記以外の方法での積立は不可。		